

令和8年熊本地震で被災された事業者の皆さまへ

宇土市中小企業等 利子補給金

令和8年熊本地震で被災した市内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害関連の融資制度を活用した事業者に対し、融資に係る利子を市が補給します。

利子補給率

10/10
(利子全額)

1中小企業者あたり
年間上限 **100万円**

利子補給期間

初回返済日から

3年間

申請期限

毎年
2月末日

※ 毎年1月1日から12月31日までに
支払った利子について、翌年2月末日
までに申請してください。

対象事業者

- 1 宇土市に本店登記地を有する法人
または宇土市に住所を有する個人事業主
- 2 市税の滞納がないこと
- 3 宇土市暴力団排除条例第2条第3号に
規定する暴力団員等でないこと
- 4 対象融資の利子に対する、国または他の
地方公共団体の利子補給を受けていないこと

対象となる融資制度

- ✓ 熊本県金融円滑化特別資金
(令和8年熊本地震枠)
- ✓ 熊本県金融円滑化特別資金
(セーフティネット保証対応枠・令和8年熊本地震分)
- ✓ 小規模事業者おうえん資金
(令和8年熊本地震分)
- ✓ 災害貸付 (日本政策金融公庫)
- ✓ 災害復旧貸付 (日本政策金融公庫)

申請の流れ

1 対象融資の借入れ

金融機関等から
対象となる融資を
受けます。



2 利子の支払い

毎年1月1日から
12月31日までの間に、
融資に係る利子を
支払います。



3 申請書類の準備

必要書類を
準備します。



4 利子補給金の申請

宇土市商工観光課へ
申請書類を
提出します。



申請書類及び申請方法の詳細については、
市ホームページでお知らせします。

詳細はこちら



お問い合わせ先

宇土市 商工観光課 商工振興係

TEL 0964-27-3328 (直通)